

平成26年(ワ)第13547号、第19767号、第30393号
国家賠償請求事件

原告 原告番号00001番 外1278名

被告 国

5

意見書

2026(令和8)年3月3日

10 東京地方裁判所民事第12部合議B係 御中

上記原告ら

訴訟代理人 弁護士 紀藤正樹



15

本国賠訴訟の弁護団総団長の立場から意見を述べさせていただきます。

1 先般の村中氏、森山氏に対する証人尋問の内容からすれば、安愚楽牧場の被害における国の責任は一層明らかになりました。

5 本件立入検査について、森山氏は、「結果としては、牛は実在していました。」と高らかに証言していましたが（森山調書 1 1 頁）、安愚楽牧場に牛が実在していること自体は本件立入検査を経るまでもなく明らかでした。牛の実在性確認は、牛トresa法上の個体識別番号を使った現畜確認で足りるのです。それとは別に、わざわざ預託法 1 0 条 1 項に基づく本件立入検査を行った主な目的は、
10 繁殖牛の実在性を確認することにあります。

ところが、森山氏は、牛の実在性確認に囚われ、繁殖牛の実在性確認という視点を全くもたないまま、本件立入検査に臨みました。大石から繁殖牛と肥育牛などを区別する資料を直ちに提供をすることは難しいと断られても、それが預託法との関係でいかなる意味をもつのかを考えず、資料の提供を求めることなく検査を終えてしまいました。
15

村中氏は、安愚楽牧場は棚卸表も繁殖牛と肥育牛などを区別する資料も保有していたはずであるという認識がありながらも、区別する資料が出されているかをチェックするのは森山氏の役割であり、森山氏はそこに気付いてなかったと思うと述べ（村中調書 3 5 頁）、森山氏の職務懈怠を認めました。

20 本件立入検査の結果報告書には、繁殖牛の具体的な頭数について、調査していないことも含めて全く記載されませんでした。繁殖牛の実在性についても、調査していないことも含めて全く記載されませんでした。

森山氏は、繁殖牛の実在性について、結果報告書には記載しなかった苦し紛れの弁解として、オーナー契約頭数が雌牛頭数の範囲内であり一定程度の差が認められたので、顧客へは繁殖牛だけを割り当てているんだらうと判断したと述べます。しかし、当然ですが、繁殖牛の頭数がわからないまま、顧客
25

に繁殖牛だけを割り当てているかどうかなど判断できません。

結局、特定商品である繁殖牛の頭数を確認するという本件立入検査の本来の目的が、単なる「牛の実在性確認」に矮小化されてしまい、繁殖牛の頭数を確認するという本来の検査が放棄されていました。

5 定期報告時点ともなると、オーナー契約頭数と繁殖牛の頭数が1頭差しかなかったことまで判明していました。すかさず裁判官から森山氏に対し、「1点だけ質問します。あなたが、繁殖牛がオーナーに割り当てられていると、預託法違反がないと判断した根拠は、雌牛とオーナー牛の割り当て数を比較したときに2万頭ぐらい差があるからというのを今、一つの理由というふうにおっしゃいましたよ。それって、平成21年7月にその差が1頭しかないとなった時でも同じような判断で考えたんですか。」と質問がありました。

これに対し、森山氏は「もちろんです。」と証言しましたが（森山調書62頁から63頁）、わずか1頭しか差がないのですから、森山氏の証言は、安愚楽牧場が繁殖牛不足であったことを認める内容にほかなりません。

15 また、貸借対照表に「預かり特定商品」の勘定科目が設けられていなかった点については、農水省は、早くから「預かり特定商品」の残高に相当する預託等取引契約の総額を監督官庁として把握するよう努めており、簿外債務としてそれを認識していました。ところが、果たして本当に簿外債務としてよいのかという預託法施行規則の法令解釈について、農水省は、逐条解説を確認することなく、税務署に税務申告を受け入れられているからという根拠に乏しい理由で、問題ないと結論づけてしまったことがわかりました。

20 預託法施行規則所定の様式が備え置き等されていなかったことに焦点を当てた検討がなされていなかったこともわかりました。

25 本件立入検査時に安愚楽牧場によるデータの改ざんは確かにありましたが、原告らは、データの改ざんを国が見抜けなかったことから国が責任を負うべきであると主張しているものではありません。国が責任を負うべき基礎は、預託法に基

づく立入検査を行ったにもかかわらず、預託法上の必要かつ合理的な検査を全く行っていなかったということです。本件立入検査では、事故米事件での教訓を全く活かすことができませんでした。

5 2 安愚楽牧場のオーナー制度には、投資という側面があることは否定できません。投資被害の被害者は、自己責任だと言われることがあります。ですが、安愚楽牧場は、勧誘を行う際に、特定商品である繁殖牛の頭数が大幅に不足しながらそれを告げず、また、オーナーへの買戻債務も簿外にすることで意図的に隠すことで預託法による預託者保護の根幹となる情報開示を行いませんでした。

10 それだけでなく、安愚楽牧場は、見せかけの売上や牛の種別を問わない総頭数が増加していることを大々的に宣伝し、満期になれば買戻金の支払いを防ぐために契約更新に努め、長年に亘り自転車操業状態にありながら水面下での被害を拡大させてきました。ここに被害者の自己責任を問う余地はありません。

15 原告らの多くは、必死の思いで築き上げた財産を一瞬にして失い、生活が一変し、希望が絶望に変わってしまいました。前を向いて生きるしかないと自分を鼓舞しながらも、長期間に及ぶ裁判で体調を崩してしまい期日の傍聴が叶わなくなってしまう方、期日の度に被害が思い起こされ精神的に追い詰められてしまった方もいます。家族にすら被害を言えずに今もなお肩身の狭い思いをしながら暮らしている方もいます。司法による事後的な救済を最後まで望みつつも、惜しくも帰らぬ人となり、人生まで失われてしまった原告もいます。原告らの被害は
20 「財産的被害」の域を超えたものです。これまでの意見陳述で述べた原告らの窮状に、今一度思いを致していただきたいと存じます。

25 3 この裁判は、平成26年5月に訴えを提起しています。既に12年近く経っています。12年の間に預託法も改正され、令和3年6月の改正では、安愚楽牧場と同じ販売預託商法は原則として禁止されました。繰り返された販売預託商法に

